

荷主の皆様へ このマークをご存知ですか？



「安全性優良事業所の認定制度」は、 産業界も注目しています。

(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

(平成15年10月21日策定)より抜粋

1. 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。

2. 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。

3. 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。

4. 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。



マークのトラックは
高品質な輸送を
ご提供します。



国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

JTA 社団法人 全日本トラック協会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー19階
TEL 03-5323-7245 FAX 03-5323-7230

安全・安心・信頼の マーク。

 マークは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が認定・交付する「**安全性優良事業所**」のシンボルマークです。

安全性優良事業所とは

- 荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。 マークは安全性優良事業所のみに与えられる安全・安心・信頼の証しです。

キメ細かな認定対象

- 安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位で、現在、9,712事業所（平成20年3月14日現在）のトラックが  マークを付けて走っています。有効期間は2年間等です。

公平な評価

- 応募された書類は、都道府県トラック協会で受付、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています。

3テーマ41項目の厳しい評価

- 「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3テーマに、計41の評価項目が設けられています。100点満点中80点以上（詳細は下図参照）の評価点数を取得した事業所が安全性優良事業所として認定されます。

■ 安全性優良事業所認定制度スキーム



たとえば、このような評価項目が設定されています



● 「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

<http://www.jta.or.jp>